

○国土交通省告示第千二百九号

伊江島空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年十月九日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

- 一 設置者の氏名及び住所 沖縄県 沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号
- 二 空港の名称及び位置 伊江島空港 沖縄県国頭郡伊江村
- 三 変更しようとする事項 （変更前の事項については、昭和四十八年運輸省告示第四百七十八号及び昭和五十年運輸省告示第三百号を参照。）
- イ 空港の範囲 別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分
- ロ 空港の総面積 三十六万千百十一平方メートル

（注）空港の範囲を示す詳細図を沖縄県庁において縦覧に供する。

別図 伊江島空港

